

↳ 償却資産とは

Q : 償却資産とは何ですか? また、償却資産税はどんなものにかかるのですか?

A : 機械、器具、備品で一定金額以上のものを取得、保有している場合は償却資産税がかかります。

【解説】

償却資産とは、事業用の構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品をいいます。

償却資産を取得、保有している事業者は、償却資産税の申告をしなければなりません。

申告の対象にならない償却資産には、次のものがあります。

- ① 使用可能期間が1年未満又は1個(又は1組)当たりの取得価額が10万円未満の償却資産で、税務上一時に損金又は費用に算入されたもの
- ② 1個(又は1組)当たりの取得価額が20万円未満の償却資産で税務上3年間で一括して損金又は必要経費に算入されたもの
- ③ 商品、貯蔵品
- ④ 無形減価償却資産(ソフトウェア、漁業権、特許権等)
- ⑤ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車等
- ⑥ 生物(観賞用、興行用は除く)、立木、果樹
- ⑦ 書画骨董(複製等は除く)

償却資産税の申告は、毎年1月31日となっていますが、課税標準額が150万円未満である場合には課税されません。

